

貸し付けみこみ 5億3千万円



国民金融公庫熊本支所長
児玉昌作

国民金融公庫は、今回九十九億円の資金追加を受け、第三、四半期は前年度比一

中小企業の皆さんへ

一、多くの四百四十五億円の貸し付けを実行することになってい

ます。熊本県は九億八千五百万円の申し込みを予想して、資金計画をたて、その貸付高は五億二千八百万円を予定して、中小企業の皆様のお役に立ちたいと念願

しています。国民金融公庫は中小企業特に零細企業の方々への資金の融通を目的としており、その貸し付けには、普通貸付(年利九分、日歩二銭六厘四毛、個人百万円、法人二百万円迄)恩給担保

貸付(年利六分、日歩一銭六厘限度二十万円)などがあり、長期低利の資金をお貸ししております。

熊本県下では、熊本支所(熊本水道町)と、八代支所(八代市大手町三三三)の二支所があります。

また山鹿、玉名、熊本市、熊本第一本渡、水俣の各信用金庫それに、熊本相互銀行が公庫の代理店として、貸し付けをやっておりますし、各市町村の商工会議所や商工会でも取り次ぎをやっております。

融難が問題となつてきているが、中小企業にだけ金融引き締めの影響がシワ寄せされることのないよう望まれる。

このような情勢のもとに、さ

しあたり中小企業金融対策として、三百五十億円の財政資金追加投入と二百億円の「買オペ」等が実現、また熊本県も年末対策として二億七千万円を各金融機関に貸し付け実施し、更には二億円の緊急融資も追加され、また各市町村もそれぞれ預託を行なう等、中小企業に対する年末資金についての諸対策が、特

に例年にくらべて繰りあげて配慮されていることは喜ばしい。ところで、中小企業の設備投資については、できるだけ削減措置から避けられるよう望まれるが、中小企業者としては、それはあくまで必要な近代化、合理化投資のためのものでなければならぬ。

中小企業に 安全融資十億円 安全施設の整備のため

中小企業の災害防止策の一つとして、労働省は今年の九月から総額十億円におよぶ安全施設整備に必要な融資を行つて

- 一、取扱金融機関……中小企業金融公庫、国民金融公庫およびそれらの支店、出張所、代理店
- 二、融資総額……さしあたり十億円
- 三、融資対象の業種……労働基準法の対象となる製造業、建設業、道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱および火薬類取締法の対象となる煙火製造業を営む中小企業者
- 四、融資条件
 - ① 融資金額……中小企業金融公庫では原則一千万円、国民金融公庫では原則法人二千万円以上、個人百万円以内まで。
 - ② 貸付利率……貸付後三カ年間年六分五厘に減免する。
 - ③ 償還期限……原則として五年以内とし、とくに必要があると認めるときは七年まで延長することができる。
- 五、手続き……労働基準監督署長(火薬類取締法関係では県の主管部長)の発行する証明書添付して申し込む。
- 六、使途の確認……融資をうけた企業は、前項の機関の発行する整備完了の証明書を提出する。
- 七、取扱期間……昭和三十六年九月一日から三十八年八月三十一日まで。

なお、この融資は労働基準監督署(火薬類取締法関係では県庁工務課)へ尋ねること。(労働基準局安全衛生課)

設備投資は慎重に

商工組合中央金庫熊本支店長



小野秋之助

前回の引き締め金融体制のもとでは、中小企業向融資が著しく停滞し、中小企業の金

あわただしだった、三十六年も今その終りをつげようとしています。警察は十二月一日から向う一カ月間、全力を注いで特別警戒に入っています。年末は、人や物、金の動きが激しくなり、また人々の心も焦りがちでいろいろの事件が多くなり、すので、十分気をつけて下さい。

三十五年中に二六、〇八九件の犯罪が発生し、そのうち二、六〇五件が十二月に発生しています。これを月別に比較すると、三月が一位になり、次が十

犯罪は12月にふえる

ただいま「歳末特別警戒中」

年末には金の動きが多くなりそれを狙うスリ、ヒツタクリなどが増えてきます。衣料の小売商がスリに尾かけられ警察に保護を求めに実例を紹介しましょう。時は昨年十二月初め、衣料の小売をしているAさんは、現金六〇万円をもつて大阪に衣料仕入れのため熊本駅から汽車に乗った。駅で切符を買う時、六〇万円入りの封筒を内ポケットから出しその中から切符を買い又内ポケットに納めに、これを見ていた三人組みのスリは、良いカモとばかりAさんを尾け初めた。しかし感の良いAさんは早くもこのことを知り、スリをまこ

スリ、ヒツタクリ

二月となつています。その中で窃盗が最も増えており、他の犯罪も増加が目立っています。歳末には特にご注意ください。

大金をもっている時

うとして客車をかかわつて見たが駄目、このまゝしていると、いつかはどこかで必ず盗られると思ひ、途中下車して大牟田警察に保護を申出た……というわけです。危険を感じた時はすぐ交番や警察へ。



- 大金の予貯金、払出しの場合一人で行かぬ。自動車を使用する。
- 大金をもっている時は、よほど、飲酒はつしむこと。
- 集金などに行く場合は二人で行き、夜間にわたらぬようにする。

買物、乗りもの

- 買物の場合、無中になって財布や、手持の品物を留守にしない。
- 買物かご、手提などに財布を入れておかぬ。
- 乗りもの場合、特に昇降口の混雑する場所ではスリに注意。

押売り

留守をあずかる奥さん方として、一番嫌なものは「押売り」でしょう。押売りには、「同情型」、「おどし型」、「奉仕型」、があります。これらの押売りは留守をあずかつて居られる奥さん方を狙つてやっています。男がいればおとなしく帰りますが、女だけとみたら、しつうにねばりますから、「押売り」らしいと思つたら、初めから相手にならぬことが大切です。「押売り」のツケ目はこちらのアヤフヤな態度です。はつきりしないと、何かといんねんをつけられます。最後には買わされてしまいます。絶対にアヤフヤな態度をとらず、はつきりすることわることがコツです。

戸締り

- 戸締りは完全であるかどうか、
- 金の入つていいると思われ、手提、ハンドバック、風呂敷包みなど、ひつたくられないようにちやんとにぎつておく。
- 金が入つていいると思われ、手提、ハンドバック、風呂敷包みなど、ひつたくられないようにちやんとにぎつておく。
- 金が入つていいると思われ、手提、ハンドバック、風呂敷包みなど、ひつたくられないようにちやんとにぎつておく。

(県警察本部)